

# ボランティア・NPOなどの 市民活動を応援します

～市民公益活動活性化補助制度が始まります～

市では、昨年4月に「協働のまちづくりに関する基本条例」を施行し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めています。

市民の自主的、自発的なまちづくり活動を応援するために、ボランティア団体やNPO法人などが行う公益的な活動に対して補助金を交付します。

より住み良い碧南市をつかっていくために、「これから何か始めてみたい」「今の活動をもっと活発にしたい」と考えている人は、制度の活用を是非ご検討ください。



## 内容

### ①初動期活動支援補助金

設立後3年目までの団体、グループの運営、活動にかかる費用を補助します。これから活動を始めるという人も補助の対象になります。

### ②活動活性化支援補助金

設立後3年目以降の団体、グループが、活動の拡大・活性化のために新たに行う事業にかかる費用を補助します。

**補助の対象** 市内を拠点に活動する10人以上のグループ、団体

※市民活動センターへの団体登録が必要です。そのほかの要件は地域協働課へお問い合わせください。

**補助率** ①2分の1以内（上限10万円、5万円までは100%補助）②2分の1以内（上限15万円）

**申込み** 4月25日(金)までに補助金交付申請書に必要な書類を添えて**地域協働課**

※郵送では受け付けません。また、募集要項、申請書類などは市ホームページでダウンロードできるほか、地域協働課窓口および市民活動センターでも配布します。

## 市民公益活動活性化補助制度説明会

補助制度のしくみや申請方法などに関する説明会（車座集会）を開催します。申請を考えている人は、是非ご参加ください。

**とき** 4月12日(土) 10時～

**ところ** 市民活動センター

**問合せ** 地域協働課

## 市民活動センターがオープンします

「ボランティアサポートプラザ」は、4月1日(火)から「市民活動センター」に名称を変更し、へきなん福祉センターあいくるの1階に移転します。

市民活動センターでは、ボランティア活動や地域の活動といった市民の皆さんが行う活動を幅広くサポートするため、情報提供や相談のほか、各種講座などを開催していきます。

「何から始めたら良いのか分からない」「地域のために何か活動したい」「活動を誰かに手伝ってほしい」など、どんな相談でも結構です。

どなたでも気軽に利用できます。新しくなったセンターを是非ご利用ください。



**問合せ** 地域協働課

市民活動センター ☎(42)6561